

運転免許証自主返納支援事業について

高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する事業を始めます。

【対象となる方】

新城市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の方で、平成28年1月1日以降に運転免許証を自主的に返納した方です。

【支援内容】

次の3点からいずれか希望の品を交付します。

- ① Sバス回数券（6枚つづり3セット）
- ② 高速バス新城名古屋藤が丘線回数券（4枚つづり1セット）
- ③ 交通安全啓発物品（3,000円相当）

【施行日】

平成29年9月1日

【申請方法】

運転経歴証明書を提示のうえ申請書を提出。または、公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書を提示のうえ申請書に公的機関等が発行する本人確認ができる書類等の写しを添えて市役所防災安全課へ提出してください。

新城市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する新城市高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対しすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者で自主返納した者とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、次の各号のいずれかから希望するものを1点交付するものとする。

- (1) Sバス回数券（6枚つづり3セット）
- (2) 高速バス新城名古屋藤が丘線回数券（4枚つづり1セット）
- (3) 交通安全啓発物品（3,000円相当）

2 前項の規定による交付を受けられるのは、対象者本人のみとし、1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条第1項の規定による交付を受けようとする対象者は、公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書を提示のうえ、新城市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（別記様式）に公的機関等が発行する本人確認ができる書類等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる公的機関等が発行する本人確認ができる書類等の写しとして、運転経歴証明書を提出したときは、公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書の提示を省略することができる。

(申請期限)

第6条 前条の規定による申請は、自主返納した日から1年以内に行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

2 第3条の規定は、平成28年1月1日以降に自主返納した者について適用する。

この場合における第6条の規定については、「自主返納した日から1年以内」とあるのは、「平成30年12月28日まで」とする。

(別記様式)

新城市高齢者運転免許証自主返納事業支援申請書

年 月 日

新 城 市 長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

新城市高齢者運転免許証自主返納支援事業要綱第5条の規定により、下記のとおり
交付を受けたいので、申請します。

記

1 交付を希望するもの

交 付 物 品	希望するものに○
(1) Sバス回数券（6枚つづり3セット）	
(2) 高速バス乗車券（4枚つづり1セット）	
(3) 交通安全啓発物品（3,000円相当）	